

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）（治山林道課）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	2
○開発行為に関する工事の完了（ " " ）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3

## 告 示

### 高知県告示第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
コーナン商事株式会社 代表取締役 足田 直太郎
- 届出者の住所  
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コーナンホームストック黒潮店  
幡多郡黒潮町入野2662番地1ほか

(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 足田 直太郎  
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
コーナン商事株式会社	代表取締役 足田 直太郎	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(6) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年10月1日

(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,078平方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
56台
- イ 駐輪場の収容台数  
10台
- ウ 荷さばき施設の面積  
89平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
12立方メートル

(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前9時	午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後9時まで

荷さばき施設(2) | 午前6時から午前8時45分まで

- 届出年月日  
平成29年1月31日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
黒潮町役場
- 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

### 高知県告示第91号

平成28年12月高知県告示第682号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者  
(1) 登記簿記載の住所  
安芸市別役275番地  
(2) 氏名  
公文 重成
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成7年2月農林水産省告示第201号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

### 高知県告示第92号

平成28年12月高知県告示第709号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者  
(1) 登記簿記載の住所  
高知市朝倉町137番地

- (2) 氏名  
山口 雅子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年2月農林水産省告示第235号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第93号

平成28年12月高知県告示第710号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1) 登記簿記載の住所  
中村市具同1220番地
  - (2) 氏名  
山崎 浩司
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成7年1月農林水産省告示第73号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成29年2月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請に係る特定非営利活動法人

申請のあった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年1月31日	特定非営利活動法人フレンジドライブ	川崎 暢一	香南市野市町中ノ村1425番地13	この法人は、高齢者、障害者（三障害者）、要介護者、要支援者等に対して、介護、給食、送迎サービスの、広報活動に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により黒潮町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
幡東都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年2月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年8月25日 28高都計第341号	南国市物部字下茨西1219番2の一部	南国市物部1218番地 高島田 弘子
平成28年12月8日 28高都計第615号	南国市稲生字コシメリ936番1ほか	東京都世田谷区深沢八丁目16番6号

		小松 章
平成29年2月1日 28高都計第745号	吾川郡いの町字厩ノ尻3951番4ほか	吾川郡いの町3951番地 森木 将雄

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年2月21日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
  - (2) 種別  
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）  
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - (3) 実施期日  
ア 新規取得講習  
平成29年5月9日（火）から同月18日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間  
イ 追加取得講習  
平成29年5月15日（月）から同月18日までの4日間
  - (4) 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員  
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成29年4月3日（月）及び4日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成29年4月5日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成29年4月10日（月）から同月12日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成29年2月21日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成29年5月24日（水）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

<p>イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 平成29年4月17日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 (4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 (5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p>	<p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
---	--	--